

[論 文]

# 道徳教育の現状と課題について

— 今求められる道徳教育とは —

林 輝彦

## Current status and challenges of moral education

— What kind of moral education is needed now? —

HAYASHI Teruhiko

### 要約

新たな枠組みにより教育課程上、「道徳の時間」の位置づけが「特別の教科 道徳」へと転換した。教科として位置づけられたことで、これまでの道徳教育において課題とされてきたことが改善に向けて動き出したといえる。しかし、「特別の教科 道徳」が誕生した現在も教員養成の在り方、授業改善に向けた教員研修の進め方や家庭や地域との連携を図った道徳教育の推進等に依然として課題が見られる。児童生徒の心身ともに健やかな成長を図るために「特別の教科 道徳」が道徳教育の要としての役割を果たすことが求められる。本稿では、課題の所在を明確にするとともに、その解決のためにどのような取組が必要であるかを明らかにする。

キーワード：考え、議論する道徳、教員養成、教員研修、家庭や地域との連携

### はじめに

2015（平成27）年、3月27日、学校教育法施行規則の一部を改正する省令及び『学習指導要領』の一部改訂が告示され、学校教育法施行規則の中の「道徳」は「特別な教科である道徳」と改められた。これにより、道徳の教科化が正式に決定した。道徳の教科化は、戦後の道徳教育の歩みを振り返ると歴史的な意義がある出来事といえる。戦後の教育では戦前の修身や教育勅語が否定され、道徳教育の考え方は大きく転換した。戦前の修身や教育勅語が戦争に利用された経緯もあり、道徳教育への抵抗から道徳の教科化には至らず、1958（昭和33）年に特設の「道徳の時間」が設置され

た。以来60年近くにわたり、「道徳の時間」を要として学校の教育活動全体を通じて道徳教育は進められてきた。しかし、道徳教育の必要性が叫ばれる一方、学校現場での道徳教育が十分ではないこと（形骸化）や、いじめの問題が社会問題となる中で、教科化されることとなった。

本稿では、はじめに道徳の時間の設置から教科化に至るまでの経緯と課題を概観する。「特別の教科 道徳」の設置により教科書が作成され、週に一時間の道徳科の時間に使用され、学習の成果としての評価が行われるようになったことはこれまでの経過を踏まえると特筆すべきことである。教科化は道徳教育推進の上で大きな転換点であり、一層の充実を図るよい機会であるといえる。

しかし教科化により道德教育の充実を図る上ですべての課題が解消したとはいえない。貝塚は、「道德の教科化の実現は始まりであって決して終わりではない。(中略) 将来の社会を担う子供達の道德教育のあり方を議論するためのはじめの一步をやっと踏み出したに過ぎない」<sup>(1)</sup>と指摘している。そこで、取り組みの始まっている道德科における課題とその対応について検討する。「道德科」の設置により、道德教育の一層の推進が期待される中、実効性のある道德教育の推進に向けた論を展開することが本稿の意図するところである。

## 1. 戦後の道德教育

敗戦を契機として日本の道德教育は大きな影響を受けることとなった。我が国の現在の道德教育の起源は、戦後の教育改革にあるといえる。激動する社会情勢の中で、道德教育がどのような歩みを経たのかを概観する。

### (1) 戦後の教育改革

1945(昭和20)年の敗戦から1952(昭和27)年に独立が回復するまでの間、日本は連合国軍による占領を受け、さまざまな改革が占領軍の主導の下で行われた。この時期の教育改革の中で、道德教育について占領軍は「修身、日本歴史及び地理停止二関スル件」の指令により修身、日本歴史、地理の三教科の授業を占領軍が許可するまで停止し、教科書の書き直しを命じた。これに対して文部省は、戦後の新たな道德教育をどうしたらよいか検討を行った。その基本的な考えは、修身科を廃止して、新たに「公民科」を設置しようとするものであった。占領軍は当初「公民科」の設置を認めることはなかったが、その後、「公民科」の内容がアメリカの一部の州で行われていた社会科と類似していることなどから社会科の設置を求めに至った。1947(昭和22)年に創設された社会科は、修身科に代わる教科としての「公民科」の設置をめざした「公民教育構想」の内容とは異なるものであった。「社会科」は、児童生徒が自分たちの社会に正しく適応し、その中で望ましい人間関係を実現し、進んで自分たちの属する共同

社会を進歩向上させることができるように、社会生活を理解させ、社会的態度や社会的能力を養うことを目標とした。また、戦後の教育改革において、「教育勅語」の取り扱いも大きな課題であった。教育勅語は、戦争による軍国主義や極端な国家主義の中で歪曲されてしまったが、文部省は教育勅語には道德の理念が掲げられており、戦後の教育においても道德教育の基準として有効であり、その精神と趣旨を徹底させることが大切であると考えていた。教育勅語の問題については、1948(昭和23)年、占領軍の指示によって教育勅語は排除されることになった。1950(昭和25)年、教育勅語と修身科が否定されたことに対して、文部大臣の天野貞祐は、道德教育を担う教科を設置することや道德教育を設置することについて問題提起した。このことは、1958(昭和33)年の「道德の時間」設置をめぐる議論へと引き継がれることとなった<sup>(2)</sup>。

### (2) 道德の時間の誕生

1951(昭和26)年の学習指導要領改訂の中で、道德教育は同年の教育課程審議会の答申に基づいて、「道德教育のための手引書要綱」を作成するとともに、学習指導要領一般編において、道德教育は学校教育のあらゆる機会に指導すべきであるとし、社会科をはじめ各教科の道德教育の役割を明確にした。1958(昭和33)年、教育課程審議会は「小学校・中学校教育課程の改善について」を答申し、道德教育の徹底強化を図るために「新たに道德教育のための時間を特設する」ことを提言した。この答申を受けた文部省は、同年に「道德の時間」設置の趣旨、目標、指導内容、指導方法、指導計画の作成等についての大綱を示した。当初、文部省は「道德の時間」の教科としての設置をめざしていたが、「道德の時間」の設置をめぐる激しい反対論もあり、学校教育法施行規則の一部改正により、各教科、特別教育活動、学校行事と並ぶ一つの領域として「道德の時間」が設置された。これまで社会科を中心として行われてきた道德教育は、独立した領域として位置づけられることになった。小学校学習指導要領の中で、「人間尊重の精神を一貫して失わず、この精神を、

家庭、学校その他各自がその一員であるそれぞれの社会の具体的な生活の中に生かし、個性豊かな文化の創造と民主的な国家および社会の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成すること」をめぐり、①日常生活の基本的な行動様式を理解し、これを身につけるように導く、②道徳的心情を高め、正邪善悪を判断する能力を養うように導く、③個性の伸長を助け、創造的な生活態度を確立するように導く、④民主的な国家・社会の成員として必要な道徳的態度と実践意欲を高めるように導く、の4つの目標が掲げられた<sup>(3)</sup>。「道徳の時間」の内容に関しては、小学校では4つの内容に分類され、6～13の内容項目が示された。中学校では、3つの内容に分類され、5～10の内容項目が示された。「道徳の時間」は教科でなく教科書も存在しないため、学習指導要領が示す「道徳の内容」をどのように授業で取り扱うかは各学校・各教師の裁量に委ねられたため、取組には程度の差が生ずることになった。

### (3) 「道徳の時間」充実の歩み

1968(昭和43)年告示の学習指導要領における「道徳の時間」は「各教科、特別活動における道徳教育と密接な関連を保ちながら、計画的、発展的な指導」を通して、これを「補充し、深化し、統合」するものとされた。目標は、道徳的な「判断力」「心情」「態度」「実践意欲」の育成をめぐりものとされた。「道徳の時間」の内容は、分類がなくなり小学校では32項目、中学校では13の項目が掲げられた。なお、各教科及び道徳の授業時数を、最低時数から標準時数に改められた。

1977(昭和52)年告示の学習指導要領では、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒の育成を図ることとし、道徳の時間においては小学校28項目、中学校16項目が設定された。なお、指導にあたって「家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るように配慮」することが明記された。今回の改定において、道徳教育の目標として「道徳的实践力を育成する」ことが重点化された。

1989(平成元)年告示の学習指導要領において、「自ら考え主体的に判断し行動する力を育てる教

育」が強調されるとともに、「生命に対する畏敬の念」を養うことが目標に加えられた。「道徳の時間」の内容は、小学校、中学校ともに、①主として自分自身に関すること、②主として他の人とのかかわりに関すること、③主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること、④主として集団や社会とのかかわりに関すること、の4つの視点に分類された内容の重点化が図られるとともに、小学校・中学校の9年間の連続性に配慮された内容となった。

1998(平成10)年告示の学習指導要領では「生きる力」の育成に重点が置かれた。「道徳の時間」においては、「生きる力」として「豊かな心と未来を拓く実践力」の育成が強調された。「総合的な学習の時間」が新たに導入された。また、ボランティア活動や自然体験活動などの体験活動が重視されることになった。

2008(平成20)年告示の学習指導要領における道徳教育では、その推進を主に担当する「道徳教育推進教師」を置き、校長の方針のもと、全教師が協力して道徳教育を展開できる指導体制をめざした。おおよそ10年に一度の学習指導要領の改訂に合わせて道徳教育の見直しが進められてきた。しかし、道徳の時間は設置されたものの、週1回の道徳の時間は各学校や各教師により充実度に差が生じたり、他の活動に充てられるなど形骸化したりする状況が見られた<sup>(4)</sup>。

## 2. 道徳教育の現状

### (1) 道徳科の新設とその背景

道徳の教科化成立の直接の契機となったのは、2013(平成25)年に設置された教育再生実行会議の提言である。この会議において「いじめ問題等への対応について(第一次提言)」は、「現在行われている道徳教育は、指導内容や指導方法に関し、学校や教員によって充実度に差があり、所期の目的が十分に果たされていない状況」にあるとしたうえで、「新たな枠組みによって教科化し、人間の強さ・弱さを見つめながら、理性によって自らをコントロールし、より良く生きるための基盤となる力を育てること」<sup>(5)</sup>と提言した。

「第一次提言」に基づき、文部科学省に「道徳教育の充実に関する懇談会」が設置され、道徳の教科化に向けての具体的な議論が開始された。この懇談会がまとめた報告書は、道徳教育の一層の充実を図るために、「道徳の時間」を強化とすることを提言した。学校教育法施行規則や学習指導要領において「特別の教科 道徳」と位置づけることによって、その目標や内容をより明確なものとするとともに、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての性格を強化し、各教科等における指導との役割分担や連携の在り方などを改善することができるものと考えられた。また報告書の中で、道徳教育が、「自立した一人の人間として人生を他者とともにより良く生きる人格の形成を目指すものである」<sup>(6)</sup>とした上で、教育の基本に道徳教育が据えられるべきものとした。しかし、現在の学校は、道徳教育の理念や教師の指導力など、多くの面で課題が山積している現状を指摘した。こうした現状を改善し、「道徳の時間」が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすためには、教科化による制度的な変更が必要であるとの考えであった。

懇談会による道徳の教科化の提言は、中央教育審議会専門部会での議論を経て、2014（平成26）年の中央教育審議会答申「道徳に係る教育課程の改善等について」によって具体化された。「答申」は、「道徳教育の充実を図るためには、「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」として新たに位置づけ、「その目標、内容、教材や評価、指導体制の在り方等を見直すとともに、『特別の教科 道徳』（仮称）を要として道徳教育の趣旨を踏まえた効果的な指導を学校の教育活動全体を通じてより確実に展開することができるよう、指導課程を改善することが必要と考える」<sup>(7)</sup>とした。また「答申」は、「特別の教科 道徳」が、「道徳性の育成」を目標として、「道徳的価値」の理解を基本としながら、自己を見つめ、ものごとを多面的・多角的に考えることで、自己の生き方や人間としての生き方についての考えを深める学習の必要性とともに、検定教科書の導入と問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れた多様で効果的な指導法の改

善を提言した。さらに、「特別の教科 道徳」の評価は、児童生徒一人一人のよさを認め伸ばし、道徳性に係る成長を促す評価となるように配慮する必要がある、そのために、児童生徒の「道徳性」を多面的、継続的に把握し、総合的に評価していくことが求められた。一人一人の成長を見守り、努力を認め励まし、さらに意欲的に取り組めるような評価になることが望ましいとした。

2015（平成27）年、学校教育法施行規則の一部を改正する省令および学習指導要領の一部改正が告示され、小学校では、2018年度、中学校では2019年度から「特別の教科 道徳」（道徳科）が実施されることになった。

## （2）副読本から検定教科書へ

1985（昭和33）年に「道徳の時間」が特設されたことに伴い、この時期に読み物資料を取り入れた副読本が刊行され、道徳の時間に使用された。文部科学省が2012（平成24）年に実施した、「道徳教育実施状況調査結果の概要」によれば、文部科学省作成の教材や民間の教材会社で開発・刊行した読み物資料、都道府県や市町村教育委員会で開発・刊行した読み物資料、自作の読み物資料、新聞記事、書籍など、多種多様な資料が幅広く使用されていたことがわかる。このような多様性のある教材が使われた背景は、「道徳の時間」が教科外の時間の位置づけだったからである<sup>(8)</sup>。

2018（平成30）年から特別の教科「道徳科」がスタートし、教科書が「主たる教材」として使用されることになった。「道徳科」教科書の検定では、「固有の条件」として、①学習指導要領において示されている題材・活動等について教科書上対応すること、②学習指導要領における教材の配慮事項を踏まえること、③道徳科の内容項目との関係を明示することが求められた。具体的には、①では生命の尊厳、社会参画（中学校）、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等、現代的な課題が教材として取り上げられることや「言語活動」「問題解決的な学習」「道徳的行為に対する体験的な学習」について教科書上適切な配慮がなされること、②では「内容の取り扱い」に照らして適切な教材を取り上げることや、

児童生徒の心身の発達段階に即し、多面的・多角的に考えられるよう適切に配慮すること、③では教材と内容項目との対応関係を明確にすることが求められた。

道徳科では教科書が「主たる教材」となるが、その他の多様な資料も「補助的な教材」として積極的に活用していくことが重視されている<sup>(9)</sup>。教材の開発に当たっては、日常から多様なメディアや書籍、身近な出来事等に強い関心をもつとともに、柔軟な発想をもち、教材を広く求める姿勢が大切である。また、道徳教育の特性から考えれば、各地域に根差した地域教材など、多様な教材を合わせて活用することが重要となる。様々な題材について郷土の特色が生かせる教材は、児童にとって特に身近なものに感じられ、教材に親しみながら、ねらいとする道徳的価値について考えを深めることができるため、地域教材の開発や活用にも努めることが望まれる。検定教科書が使用されることで全国的に一定水準の授業が実施されることとなったが、その一方で教科書を用いた授業を行うことに終始し、教材の開発や指導方法の工夫がややもすると後退しているのではないかと危惧する声も聞かれる。

### (3) 評価の進め方

中学校学習指導要領第1章総則3の2の(1)では、「生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること」<sup>(10)</sup>と示されており、他者との比較ではなく生徒一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、年間や学期にわたって生徒がどれだけ成長したかという視点を大切にすることが重要であるとしている。また、「中学校学習指導要領解説 特別な教科 道徳編」の第5章では、道徳科に関する評価の基本的な考え方について、道徳科の目標に掲げる学習活動において生徒の具体的な取組状況に着目し、大きくくりなまとまりの中で、生徒の学習状況や道徳性に関わる成長の様子を個人内評価として記述式で行うことが示されている。また、学習評価の妥当性や信頼性を担保するために、個々の教師が個人として行うのではなく、学校として組

織的かつ計画的に行われることが重要であるとしている。学習評価の妥当性や信頼性を担保するためにも生徒の発言や感想、授業後の振り返り等、生徒の看取り方の方法について検討することが必要である。

### (4) 読む道徳から考え、議論する道徳への転換

2014(平成26)年、中央教育審議会答申「道徳に係る教育課程の改善等について」を踏まえて、文部科学省において2015(平成27)年に小学校学習指導要領が公示された。『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 特別な教科 道徳編』によれば、「社会を構成する主体である一人一人が、高い倫理観を持ち、人としての生き方や社会の在り方について、多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向をめざす資質・能力を備えること」<sup>(11)</sup>が重要であるとした。特に道徳教育については、「特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にある」と指摘した。また、「多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本的資質である」<sup>(12)</sup>とした。

道徳科の設置にあたり、答えが一つでない課題に対して児童生徒が道徳的に向き合う「考え、議論する道徳」への「質的転換」が求められた。それは、今まで行われてきた読み物資料の登場人物の心情を読み取ることに重点が置かれた授業や望ましいと思われることを言わせたり、書かせたりする授業からの転換を求めるものであった。自分とは異なる考えの他者と議論する中で、道徳的価値について多面的・多角的に考え、行動へと結び付けていく「考え、議論する道徳」を実践していくことが大切な課題である。正解を求めたり、一つの考えに方向づけしようとしたりするのは道徳科の時間とはいえない。多面的・多角的に考え、大いに考え議論する授業を期待したい。

### 3. 道徳教育の課題

#### (1) 教員養成

道徳教育の推進において、教員養成に当たる大学の教育はどのように進められるべきであろうか。道徳教育に関する理論や内容の理解を土台として、道徳科の指導方法について実践的に学習する必要性を感じている。大学における道徳に関する授業では道徳科の授業そのものの実践的経験が十分ではなく、教職に就いても自信をもって指導することができないとの声を聞く。児童生徒に指導する際、自己の経験を基に指導することが通常であると思われるが、道徳の授業に対して経験が乏しいという現実がある。教育系でない大学出身の自らの経験では、教職課程の道徳教育の科目では、道徳教育の理論的な裏付け、道徳教育の歴史、道徳教育の課題などについて講義型の授業が中心であった。模擬授業等の経験も乏しく、卒業後の教員一年目、学級担任として道徳の授業を行う際、授業のイメージが十分つかめず、授業が消化不良なものとなり、道徳の授業に自信を持つことができなかった記憶がある。多くが教員をめざす教育系の大学においても、15回の授業の中で道徳の時間の理論と実践についてのカリキュラムを編成している。実践面では、指導案の作成方法、指導技術、指導方法の工夫などについて具体的に指導がなされている。ただ、15回（2単位）の授業の中で、道徳教育の理論面と道徳授業の実践面をすべて詰め込んだ内容となるために、十分な実践的経験ができていないと思われる。今後、教員養成課程の検討がなされる機会があれば、理論面と実践面を別の講座として必修することができれば、より道徳の授業を実際に体験したり、学生自身が実践したりする機会ができるものと思う。また、教育実習の中で道徳の授業を必ず経験させるなど経験を積む機会を多くすることが望ましい<sup>(13)</sup>。

#### (2) 授業改善と教員研修

教員になったのちも学び続けることが大切である。道徳の授業について校内で指導案を検討し、授業を実際に行い、検討協議していく実践的な内

容の研究が求められる。また、教育委員会主催の研修会や教育研究団体等の研修会への参加や自主研修などにより積極的に学ぶ姿勢が求められる。

文部科学省は現行学習指導要領において、これまでの指導方法の課題を指摘し改善の方向性を示した。児童生徒の道徳性を育むことを目指し、次のように教職員に研究を求めている。

第一は、道徳科の授業における評価とその活用について、主体的な学びの視点から、児童生徒一人一人が考えたことや感じたことを振り返る活動の位置づけをどのようにするかを問うている。『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別の教科 道徳編』小学校学習指導要領解説では、「道徳性の評価の基盤には、教師と児童との触れ合いによる共感的な理解が存在することが重要である。その上で、児童の成長を見守り、努力を認めたり、励ましたりすることによって、児童が自らの成長を実感し、更に意欲的に取り組もうとするきっかけとなるような評価をめざすことが求められる。」<sup>(14)</sup>と示された。学習状況や道徳性に係る児童生徒の成長の様子を把握できる具体的な評価方法の研究が必要である。

第二は、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」を保障する多様な指導方法の研究である。例えば、児童生徒の道徳的な判断力を養うために、道徳的課題を「自分ごと」として捉えて思考する課題解決型の学習がある。課題解決型の学習では、思考を促す手立てとして思考ツールを活用する取り組みが見られる。児童生徒の発達段階に応じた指導方法を取り入れて、多面的・多角的に思考でき、主体的な学びを保障する授業の在り方を探求する必要がある。

第三は、魅力ある道徳科の教材の活用に係る研究である。「考え、議論する道徳」は、児童生徒が自己の生き方を見つめ、他者と共に多様な視点から話し合い、話し合いを通して気づいたことを自己のよりよい生き方に結びつけて考えていくことを重視している。答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題として向き合うためには、道徳科教材の活用に係る研究が必要である。また、SDGsなどの社会

的な課題に対応した指導の在り方やジェンダー、society 5.0、民主教育など、現代的な教育課題と内容項目を関連付けた指導なども研究する必要がある。

第四は、教育課程や指導体制の見直しである。『中学校学習指導要領（平成29年告示）』中学校学習指導要領の総則には、「学校における道德教育は、特別の教科である道德を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道德科はもとより、各教科、総合的な学習の時間および特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達段階を考慮して、適切な指導を行うこと」<sup>(15)</sup>と示されている。全教育活動を通じて生徒の発達段階を考慮した指導を行い、道德性の育成に努めなければならないことが示された。『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別の教科 道德編』総則の中で、道德教育を進めるに当たって配慮すべき事項として、指導の効果を高めるために創意工夫し留意すべきことが示されている。具体的には、「主題の設定と配列を工夫する」「計画的、発展的指導ができるように工夫する」「重点的な指導ができるように工夫する」「各教科、体験活動等との関連的指導を工夫する」「複数時間の関連を図った指導を取り入れる」「計画の弾力的な取り扱いについて配慮する」「年間指導計画の評価と改善を計画的に行うようにする」<sup>(16)</sup>と留意点が述べられており、各学校においては特色のある教育課程の編成が期待される。さらに、カリキュラムマネジメントの視点から、道德教育の全体計画および別業の中で、学校の道德教育の重点目標に基づき各教科等で育成をめざす資質能力や指導内容等との関連を図ることを示すことが課題となる。全教育活動を通じて行う道德教育の一層の充実を図ることが必要である。

### （3）家庭や地域との連携による教育

児童生徒にとって、家庭や地域社会の中で体験する生活習慣やきまりなどはそこでしか学ぶことができないものであり、家庭や地域社会が果たす教育的な意義や役割は大きい。道德教育は学校生活の中だけで行うことには限界があり、家庭や地域社会を含むすべての日常的な生活の場や活動の

機会で行われるべきものである。学校で行われる道德教育が家庭や地域社会と密接に連携を図り、それぞれの役割や責任を十分に果たすことで、道德教育を効果的に行うことができる。家庭や地域との連携、小中連携を生かした授業づくりが必要である。このことを進めるに当たり、児童生徒の成長を図るためには組織的な取組は欠かすことができない。中学校学習指導要領には、「道德の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること」<sup>(17)</sup>とある。道德科は家庭や地域社会との連携を進める重要な機会であり、道德科の授業の実施や教材の開発・活用などに保護者や地域の人々の参加や協力を得られるように配慮していくことが大切である。学校全体で取り組む道德教育の充実を図る上で、家庭や地域社会との連携の在り方の一つとして、保護者が道德科の授業を参観するというのが一般的であるが、児童生徒と一緒に授業に参加し、意見交換したり、生き方について考えたりする授業も構想できる。また、道德科の授業の実施に当たり、保護者、地域の人々や団体等外部人材の協力を得ることが考えられる。また、地域にかかわる内容を扱う際や地域教材の開発や活用に、地域の住民に協力を求めたりする工夫も考えられる。こうした取り組みを通して家庭や地域社会との連携による授業を充実させることで、児童生徒の豊かな心を積極的に育もうとする環境の醸成につながることを期待される。

## 4. まとめ

道德科の設置は道德教育の定着や全国的に一定水準の授業が展開されることを促した。その一方で、道德科が設置されたことに伴う課題があり、今後道德科の授業の充実・発展に向けて見直し改善していくことが必要である。道德科の設置により、大学の教員養成の段階で、道德科に関する理論研究や実践的な指導力の向上が期待される。教育課程の見直しが進められない中では、カリキュラムの見直し等を進めることが現実的な対応であ

ろう。例えば、学生が学校に出向いて道徳科授業を参観する機会を設けたり、模擬授業の実施方法の工夫や回数を増やすこと等で自信をもって教壇に立てるようにしたいものである。次に、道徳科の授業が実践されている学校においては、教科書を使用し教科書を教えることに注力が払われることで指導が形骸化したり、教材の開発や分析することが後退しているとの懸念の声が聞かれる。

『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別の教科 道徳編』の中で、「道徳科においては、道徳的な諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を行う。こうした道徳科の特質を生かすことが効果的であると判断した場合には、多様な方法を活用して授業を構想することが大切である。道徳科の特質を生かした授業を行う上で、各教科と同様に問題解決的な学習や体験的な学習等を有効に活用することが重要である。」<sup>(18)</sup>として指導方法の工夫を求めている。教科書を使用した指導に終始することなく、学校現場における授業改善の特色ある取り組みを期待したい。また、研修の場として教育研究活動を積極的に活用することも考えられる。また、道徳教育は学校教育の中で完結するものではないとの認識に立って、今まで以上に道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を深めていく必要がある。教科化による新たな課題や従前からの課題を含めて、本稿で論じたことが少しでも改善の一助となれば幸いである。

#### 〈引用文献〉

- (1) 貝塚茂樹 (2015)『道徳の教科化』文化書房博文社 p.27
- (2) 貝塚茂樹・関根明伸 (2016)『道徳教育を学ぶための重要項目100』教育出版 pp.24-25
- (3) 中山幸夫・小林秀樹 (2022)『ともに学ぶ道徳教育』八千代出版 p.32
- (4) 文部科学省 (2017)『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説』 pp.147-157
- (5) 教育再生実行会議提言「いじめ問題等への対応について（第一次提言）」 pp.1-2
- (6) 道徳教育の充実に関する懇談会「今後の道徳教育の改善・充実方策について（報告）」 p.2
- (7) 中央教育審議会答申「道徳に係る教育課程の改善等について」 p.4
- (8) 道徳教育実施状況調査結果の概要 pp.4-5
- (9) 前掲『ともに学ぶ道徳教育』 p.27
- (10) 前掲『中学校学習指導要領（平成29年告示）』 p.24
- (11) 前掲『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別の教科 道徳編』 p.1
- (12) 前掲『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別の教科 道徳編』 p.2
- (13) 前掲「道徳に係る教育課程の改善等について」 pp.18-19
- (14) 前掲『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別の教科 道徳編』 p.109
- (15) 前掲『中学校学習指導要領（平成29年告示）』 p.19
- (16) 前掲『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別の教科 道徳編』 pp.72-75
- (17) 前掲『中学校学習指導要領（平成29年告示）』 p.157
- (18) 前掲『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別の教科 道徳編』 p.95

#### 〈参考文献〉

- 新堀通也 (1984)『道徳教育』福村出版  
藤田昌士 (1987)『道徳教育その歴史・現状・課題』エイデル研究所  
押谷慶昭 (1989)『道徳の授業理論』教育開発研究所  
中央教育審議会答申「道徳に係る教育課程の改善等について」  
赤堀博行・荻原武雄・荒木徳也・生越詔二・浪岡輝男・長谷徹・後藤忠 (2017)『これからの道徳教育と「道徳科」の展望』東洋館出版社  
飯塚雄三 (2009)『新しい道徳教育の研究』学文社  
永田繁雄 (2017)『「道徳科」評価の考え方・進め方』教育開発研究所  
小笠原道雄・田代高弘・堺正之 (2012)『道徳教育の可能性』福村出版  
柳沼良太 (2017)『道徳の理論と指導法』図書文化